



広報

なな



市民の友

第772号毎月1回発行

2015年(平成27年)

5月

発行：那覇市
編集：秘書広報課
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
☎(代表)867-0111
印刷：有限会社サン印刷

市の人口と世帯	
※()内はうち外国人	
2015(平成27)年3月末現在	
総人口	322,581 (2,871)
男	156,240 (1,618)
女	166,341 (1,253)
世帯数	144,678 (1,693)

消費者月間

みんなが
つくる
消費者が
主役の
社会!!

自分は 大丈夫!と 思っていますか!?

5月は「消費者月間」です。市では、消費者被害の未然防止と被害にあった消費者を救済するための支援を行っています。消費者トラブルには悪質商法や振り込み詐欺、還付金詐欺などがあります。その手口は、どんどん巧妙になり、消費者被害を生じさせています。一度、支払ったお金を取り返すことは非常に困難です。トラブルにあったのでは、と不安に思うことがあれば、一人で悩まず、周囲の人や市の「消費者生活相談」へご相談ください。



(撮影協力)
●琉球銀行 那覇市役所内出張所
●那覇地区老人クラブ

注意! 悪質商法の実例

実例1 市役所職員をかたる医療費還付金詐欺

市役所など自治体職員を名乗り「払い過ぎた医療費の還付があります。今すぐ払い戻しの手続きが必要なので、お近くのATMへ行ってください」と誘導し、「エラーが出ました。調査のため、いったん数万円振り込んでください」とウソをつき、お金を送金させる手口が2008年ごろから全国で発生。

県内でも最近、4月初旬に同様の手口で「携帯電話の番号を教えてください」という不審な電話が確認されました。



ここに気をつけよう!

- 市役所が還付金受け取りのため、ATM操作を指示することは絶対にありません
- 携帯電話の有無を聞かれたら注意しましょう。
- 相手の名前や連絡先を聞き、一度電話を切って自分でも調べる(104:電話番号案内など)
- もしも振り込んでしまったら、警察や金融機関へ連絡して、振り込み先口座の利用停止を求めましょう(早ければ被害を免れることもあります)

実例2 無料じゃない健康食品の試供品

留守番していた高齢の夫が、突然「健康食品の試供品を届けるので、お試しになりますか」と電話を受けました。代金の方は一切なかったため、「試供品」なら無料だと思い、夫は承諾しました。

しかし後日、ちょうど全部を飲み終わったところに「1,000円」ほどの請求書が届いた。「有料なら申し込まなかったのに」との相談がありました。



ここに気をつけよう!

- 業者が有料であることをはっきりと説明せず、「試供品」、「お試し」、「サンプル」などと言うことで、消費者に無料だと思い込ませるケースがあります。
- 心当たりがない場合は、安易にお金の支払いをせず、消費生活センターなどに相談ください。
- 試供品が無料であったとしても、その後に、商品購入の勧誘が続くこともあります。試供品の送付を持ち掛けられたときは、よく考えて判断するように、ご注意ください。

市の消費生活相談状況

那覇市でも、毎年、約1,000件もの消費者トラブルの相談が寄せられ、その被害総額も、年間で数億円にもおよびます。消費者トラブルは決して他人事ではなく、身近に起こりうる問題なのです。



1 消費生活相談件数

■平成24年度	1,069件
■平成25年度	983件
■平成26年度	915件

2 被害総額

■平成24年度	約5億4760万円
■平成25年度	約3億8012万円
■平成26年度	約3億4373万円

■市民生活安全課(市民生活相談室)

○相談日時
平日 9:00~16:00(お昼12:00~13:00を除く)
※土日祝日の相談はありません。ご注意ください。

○相談方法
電話 (098)862-3278
面談 市役所本庁1階(2番窓口)

予約不要!

主な紙面

- 消費者月間
- ハブ咬症注意報/狂犬病予防注射/ななふあめわ(協働)
- 健康づくり協力店認定店/なのは子育てインフォ
- 市制施行94周年記念式典/市政功労者/那覇市人材育成基本方針
- 情報バック
- 博物館トピックス/ニュースダイジェスト

5月
8 7 4 3 2 1

お問い合わせ

市民生活安全課(消費生活相談)

862・3278

正しい知識を身につけよう!

悪質な商法に引っかからないためには、周囲への相談や普段からの見守りも大切ですが、自分自身で正しい知識を身につけ、賢い消費者になることが重要です。賢い消費者になって、消費者被害を未然防止しましょう。

1 消費者パネル展

- 悪徳商法の手口・多重債務などのパネル紹介
- チラシやパンフレットの配布
- 消費生活に関するビデオ放映

期間 5月25日(月)~29日(金)

場所 市役所本庁舎1階
琉球銀行側展示スペース



2 出前講座

対象 市内に在住、在学の方々の団体
テーマは対象団体の年齢やニーズに応じて設定

- 電話やハガキによる架空請求
- 高額な賞品を販売する催眠商法
- 会員を増やすことで報酬が得られるマルチ商法

講師 市消費生活相談員

※くわしくは市民生活安全課(市民生活相談室)までお問い合わせください。

費用
無料



だまされやすい度 心理チェック

消費者トラブルは、とても身近なところで頻繁に起こっており、実際に被害にあうまで気づかない人がほとんどです。自分はどうか、あてはまる項目に○をつけてみてください!

- この世の中には真に悪い人はあまりいない……………()
- たまたま運の悪い人がトラブルにあう……………()
- 相手に悪いので一生懸命話を聞く方だ……………()
- 肩書のある人や有名人の言うことは信用してしまう……………()
- テレビで「体に良い」「効いた」と聞くとやってみようと思う……………()
- 友人、知人にすすめられるとむげに断れない……………()
- 身近に相談できる人がいない……………()
- 家族に迷惑をかけたくないので相談しない……………()
- しっかり者だ、頼りになると思われたい……………()
- 人にものを尋ねたり、話しかけるのが苦手……………()

*心理チェックの結果○が3つ以上つく人は、消費トラブルにあう危険性が高い傾向にあります。注意しましょう。